



島根県報

平成18年 6月30日 (金)
第 1,790 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則	(農業経営課)	2
新規自営漁者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則	(水産課)	2

告 示

島根県立大学の学則の一部改正の届出	(総務課)	3
しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱	(地域政策課)	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地域福祉課)	12
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	12
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	13
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	13
身体障害者福祉法の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の指定	(障害者福祉課)	13
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(")	14
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	14
島根県持続農業導入指針変更の公表	(農畜産振興課)	14
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅(2件)	(水産課)	14
道路の区域の変更	(道路維持課)	15
道路の供用開始	(")	15
電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更	(")	16
河川区域の指定	(河川課)	16
河川保全区域の指定	(")	16

公 告

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	(農畜産振興課)	17
---------------------	----------	----

特定調達公告

メンテナンス付カーテンリース調達に係る一般競争入札の実施	(医療対策課)	17
------------------------------	---------	----

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消		19
不在者投票を行うことができる施設の指定		20

公布された条例等のあらまし

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則(規則第69号)

1 規則の概要

貸付けの相手方の改正(第2条・第6条関係)

改 正 前	改 正 後

株式会社、合名会社及び合資会社	株式会社及び持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）
-----------------	--------------------------------------

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第70号）

1 規則の概要

市町村を通じて資金の貸付けを受ける際に受講が要件となる漁労技術習得研修の実施主体の改正（第2条・様式第2号関係）

改 正 前	改 正 後
島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター	漁業協同組合

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第69号

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則（平成15年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、合名会社及び合資会社」を「及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。第6条において同じ。）」に改める。

第6条中「合名会社及び合資会社」を「持分会社」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第70号

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則（平成17年島根県規則第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター」を「漁業協同組合」に改める。

様式第2号中「島根県漁業就業者確保育成センターが行う」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第711号

島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）第17条第1項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 6 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「就職部」を「アドミッションセンター、キャリアセンター」に改め、同条中「学生の就職に関する事務を処理させるため就職部を」を「入学者選抜及び学生募集等に関する事務を処理させるためアドミッションセンターを、学生のキャリア形成及び進路に関する事務を処理させるためキャリアセンターを」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（アドミッションセンター長）

第11条の2 アドミッションセンターにアドミッションセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 アドミッションセンター長は、入学者選抜及び学生募集等に関する校務を掌理する。

第12条を次のように改める。

（キャリアセンター長）

第12条 キャリアセンターにキャリアセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 キャリアセンター長は、学生のキャリア形成及び進路に関する校務を掌理する。

第24条第2項中第10号を第13号とし、第9号中「課長」の次に「（企画幹を含む。）」を加え、同号を同条第12号とし、同条中第8号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 交流センター長

第24条第2項第7号の次に次の2号を加える。

(8) アドミッションセンター長

(9) キャリアセンター長

附 則

この学則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第712号

しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年 6 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県の交付するしまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) しまね田舎ツーリズム 主として都市の住民が農林水産業の体験、農山漁村の生活の体験等又は宿泊施設若しくは民家での宿泊を通じて、本県の自然、風土、歴史、文化等に触れるとともに、地域の住民との交流を楽しむことをい

う。

(2) 活動団体等 県内に本拠を置く企業、特定非営利活動法人又は任意団体で、しまね田舎ツーリズム推進協議会宿泊・調理部会(「しまね田舎ツーリズム」に係る食品衛生法及び旅館業法の取扱について(平成17年3月1日付け葉第2176号地域振興部長、健康福祉部長通知)により設置された組織をいう。)に加入しているもの又は加入することを誓約したものをいう。ただし、任意団体については、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

ア 事業を的確に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

イ 規約を有していること。

ウ 代表者が明らかであること。

(3) 空き家等 次に掲げる要件を満たす家屋又は施設をいう。

ア 補助金の交付を申請した日において現に居住の用に供していないこと。

イ 引き続いて10年以上しまね田舎ツーリズムの活動拠点として利用できる見込みのあること。

ウ 家屋又は施設を借りる場合は、当該家屋又は施設の所有者からその整備に係る同意を得ていること。

(交付の目的等)

第3条 県は、しまね田舎ツーリズムを推進し、もって活力ある島根を築くとともに、地方の存在意義の共有を図ることを目的として、市町村又は活動団体等が自ら行うしまね田舎ツーリズムの活動拠点として10年以上利用する空き家等を整備する事業に必要な経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、市町村が事業主体の場合は、しまね田舎ツーリズムに係る事業を活動団体等に委託することができる。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象である経費、交付の率等、交付の限度額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとする。

交付の対象である経費	交付の率等	交付の限度額	補助事業者の範囲
空き家等の改修に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	交付の対象である経費の2分の1以内。ただし、活動団体等が事業主体の場合で、材料代が交付の対象である経費の2分の1を超える場合は、材料代相当額	1事業につき、50万円以上150万円以下	市町村又は活動団体等

2 前項の規定により、交付しようとする額に10万円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するときに施設利用期間に関する誓約書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(誓約書の提出)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第5条第1項の規定による交付の決定を受けた場合は、別に定める日までに、しまね田舎ツーリズム推進協議会宿泊・調理部会加入(変更)に関する誓約書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第9条の規定により知事の承認を受けようとするときは、しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する実績報告書は、しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金実績報告書(様式第5号)とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の翌年度の 4 月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第 9 条 知事は、第 3 条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金等の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金概算払請求書(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成18年 6 月30日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 団体名
代表者職氏名 (印)

年度しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

団体の所在地等	〒 - 島根県 担当者名 連絡先電話番号() -
施設の住所及び名称	住所 名称
申請団体の設立時期及び活動状況	設立時期 年 月 活動状況

備考 申請者が市町村の場合は、申請団体の設立時期及び活動状況欄は記入不要

2 申請する事業

事業内容	事業開始日 年 月 日 事業内容 事業完了予定日 年 月 日
施設の管理運営主体	
事業費総額	円
補助申請額	円(10万円単位とすること。)

3 添付資料

- (1) しまね田舎ツーリズム推進に係る事業計画書(執行体制を明記のこと。)
- (2) 申請団体の規約及び構成員の名簿
- (3) 収支予算書
- (4) 賃貸借契約書の写し(空き家等を借りる場合)
- (5) 空き家等の所有者から改修に係る同意書(空き家等を借りる場合)
- (6) その他参考資料(施設の現況写真等)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

施 設 利 用 期 間 に 関 す る 誓 約 書

しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により、「しまね田舎ツーリズム」に係る食品衛生法及び旅館業法の取扱について（平成17年 3 月 1 日付け薬第2176号地域振興部長、健康福祉部長通知）に従い、下記のとおりしまね田舎ツーリズムを行うため当該施設を利用することを誓約します。

記

- 1 施設の住所及び名称

- 2 1の施設を活用して交流事業を行う期間

年 月 日から 年 月 日まで
（期間は、10年以上とすること。）

島根県知事 様

誓約者

団体名

代表者職氏名

㊞

様式第3号(第6条関係)

しまね田舎ツーリズム推進協議会宿泊・調理部会加入(変更)に関する誓約書

しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、 年 月 日付けで補助金交付申請をした施設の整備事業が完了後下記のとおり速やかに、しまね田舎ツーリズム推進協議会宿泊・調理部会に加入(の加入内容の変更を)することを誓約します。

記

1 団体名

2 施設の住所及び名称

島根県知事 様

誓約者

団体名

代表者職氏名

㊞

様式第 4 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 団体名
代表者職氏名 印

年度しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった事業につき、その内容を変更 (中止・廃止) したいので、しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更 (中止・廃止) の理由及び内容

(注) 事業費又は積算内容に変更がある場合は、当初申請時の収支予算書に変更後の数値を併記 (2 段書き) したものを提出すること。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

団体名

代表者職氏名

印

年度しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった事業を 年 月 日付けで完了しましたので、しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 実施した事業の内容
- 3 今後の展開等
- 4 事業費の積算明細

項 目	経 費	積 算 明 細	補 助 金 額
合 計		の財源内訳	

備考

- 1 事業の実施状況がわかる参考資料等を添付すること。
- 2 支払の状況がわかる証拠書類等のコピーを添付すること。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

団体名

代表者職氏名

㊟

しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった事業につき、しまね田舎ツーリズム拠点整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 事 業 名
- 2 交 付 決 定 額 円
- 3 既 支 払 額 円
- 4 今 回 請 求 額 円
- 5 残 額 円
- 6 事業完了(見込み)期日 年 月 日

島根県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 SWAN	松江市浜乃木3丁目3番26	通所介護	スワンデイサービス	松江市浜乃木3丁目3-26	平成18年5月23日
有限会社 SWAN	松江市浜乃木3丁目3番26	介護予防通所介護	スワンデイサービス	松江市浜乃木3丁目3-26	平成18年5月23日
社会福祉法人 まほろばの郷	出雲市大社町中荒木1745-2	特定施設入居者生活介護	ケアハウス ふるさと苑	出雲市大社町中荒木1745-2	平成18年5月1日
有限会社 栄昌	鹿足郡吉賀町田野原1382番地	訪問介護	有限会社 栄昌ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町田野原1382番地	平成18年5月1日
有限会社 栄昌	鹿足郡吉賀町田野原1382番地	介護予防訪問介護	有限会社 栄昌ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町田野原1382番地	平成18年5月1日
特定非営利活動法人 はとぼっぼ	浜田市朝日町93番地12	介護予防通所介護	デイサービス はとぼっぼ	浜田市朝日町93番地12	平成18年6月9日
医療法人財団 公仁会	松江市鹿島町名分243-1	通所介護	鹿島病院デイサービスセンター	松江市鹿島町名分243-1	平成18年6月1日
医療法人財団 公仁会	松江市鹿島町名分243-1	介護予防通所介護	鹿島病院デイサービスセンター	松江市鹿島町名分243-1	平成18年6月1日

島根県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
益田市	益田市常磐町1番1号	短期入所生活介護	匹見指定短期入所生活介護事業所	益田市匹見町匹見イ1208番地	平成18年3月31日

島根県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年 6 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		所在地	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称			
			変更前	変更後		
医療法人 徳祐海	邑智郡邑南町山田33番地 6	訪問看護	老人訪問看護ステーション さくら会	訪問看護ステーション さくら会	邑智郡邑南町山田33番地 6	平成18年 4 月 1 日

島根県告示第716号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 6 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	通所介護	出雲市社会福祉協議会 佐田支所 通所 かがやきの家	出雲市佐田町須佐736番地 2	平成18年 7 月 1 日
	介護予防通所介護			

島根県告示第717号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の24第 1 項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第17条の31第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 6 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

経営主体の名称	指定した施設種別	施設 の 名称	施設 の 所在地	指定年月日
社会福祉法人 四ツ葉福祉会	入所授産施設（通所）	授産センターよつば	松江市打出町43	平成18年 3 月31日
社会福祉法人 梅寿会	療護施設（通所）	ラポール宝生苑	益田市久城町531	平成18年 5 月31日

島根県告示第718号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄田信義

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
ニシキ薬局	鹿足郡吉賀町柿木村柿木625	精神通院医療	平成18年4月1日
つつじ薬局	江津市江津町1016番地41	精神通院医療	平成18年6月1日
日本調剤江津薬局	江津市江津町1016番地41	精神通院医療	平成18年6月1日
訪問看護ステーション暖心	松江市山代町934-5	精神通院医療	平成18年4月1日

島根県告示第719号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄田信義

第1条中「、合名会社及び合資会社」を「及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）」に改める。

附則

この告示は、平成18年6月30日から施行する。

島根県告示第720号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により島根県持続農業導入指針を平成18年6月2日に変更したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第721号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成14年島根県告示第623号による保険に付すべき義務は、平成18年6月27日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄田信義

御津加入区

島根県告示第722号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成14年島根県告示第604号による保険に付すべき義務は、平成18年 6月20日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年 6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

平田市加入区

島根県告示第723号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長	
県 道	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町八川2760番5地先から同2760番6地先まで	前	メートル 26.00～ 39.00	メートル 63.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	河川管理者への移管 減幅	
			後	20.00～ 34.00	63.00			
"	跡市波子停車場線	江津市敬川町694番1地先から同市波子町口19番2地先まで	前 A	3.60～ 8.00	500.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	3.60～ 8.00			500.00
				B	17.00～ 50.00			480.00
"	"	江津市波子町口19番2地先から同市敬川町2120番7地先まで	前	4.50～ 8.00	90.00		道路改良工事 拡幅	
			後	8.00～ 35.00	90.00			

島根県告示第724号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大野魚瀬恵曇線	松江市上大野町176番2地先から同町182番2地先まで	メートル 231.00	平成18年 6月30日	松江県土整備事務所	
"	松江鹿島美保関線	松江市東生馬町546番1地先から同市上佐陀町247番1地先まで	2,683.00	平成18年 6月30日		
"	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町八川2759番4地先から同2760番6地先まで	410.00	平成18年 6月30日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	

島根県告示第725号

電線共同溝を整備すべき道路の指定区間を次のとおり変更したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定により告示する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	変更前後の別	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
一般国道	431号	前	松江市殿町26番地先から同市母衣町8番1地先まで	上り線	平成18年 6月30日
			松江市殿町26番地先から同市母衣町11番1地先まで	下り線	
		後	松江市殿町26番地先から同市母衣町8番1地先まで	上り線	
			松江市殿町26番地先から同市母衣町110番地先まで	下り線	

島根県告示第726号

二級河川益田川水系益田川及び波田川（益田川ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄田信義

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び益田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第727号

二級河川益田川水系益田川及び波田川（益田川ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項に規定する河川保全区域を次のように指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び益田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第 2 項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年 6 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開催場所

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

2 開催期間

平成18年10月16日（月）から同年11月10日（金）まで

3 受講者の定員

7 名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、受精卵の処理、受精卵の移植

(2) 実習

受精卵の処理、受精卵の移植

6 受講資格

牛について家畜改良増殖法第16条第 2 項の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了して、その修業試験に合格した者であること。

7 受講願書の提出期限

平成18年 9 月15日（金）

8 受講の手續

講習を受けようとする者は、受講願書に受講資格を有することを証明する書類（合格証の写し又は免許証の写し）を添えて住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

31,500円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄にはり付けること。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町 1 番地島根県農林水産部農畜産振興課食料安全推進室（0852 - 22 - 5138）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成18年6月30日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 入札内容

- (1) 調達件名及び数量
メンテナンス付カーテンリース 一式
- (2) 調達案件の仕様
仕様書及びカーテン内訳表による。
- (3) 契約期間
平成18年10月1日から平成23年9月30日
- (4) 契約場所
島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第878号）に定める参加資格を有する者で、「大分類」が借入品で、「中分類」が寝具又はその他で登録され、格付けが「A」等級であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒693 - 8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ
電話 0853 - 30 - 6432
- (2) 入札説明書の交付方法
平成18年7月5日から平成18年7月24日までの間、上記(1)の場所において交付する。
交付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成18年7月10日(月)午前10時30分
イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室2
- (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。
- (5) 入札書の受領期限
平成18年8月10日(木)午前10時30分(郵送による入札にあっては、平成18年8月9日午後5時までに到着していること。)
- (6) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年8月10日(木)午前10時30分
イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第

22号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者の提出書類

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札参加者は、開札の日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A complete set of curtain for hire, including repair and maintenance

(2) Desired Date of Delivery: September 30, 2006

(3) Place of Delivery: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken

(4) Deadline for Tender: 10:30 a.m. August 10, 2006 (applications by mail must arrive at the office by 5:00 p.m. on August 9, 2006)

(5) Please tender all information to: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Tel 0853-30-6432

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成18年 6 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
松江市立浩生寮	松江市上乃木五丁目18番10号	平成18年 3 月31日
益田市立介護老人保健施設くにさき苑	益田市遠田町1956番地 8	平成18年 3 月31日

大田市軽費老人ホームピラおおだ	大田市大田町大田口401番地3	平成18年3月31日
大田市福寿園	大田市川合町川合2477番地	平成18年3月31日

島根県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成18年6月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

施 設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
養護老人ホーム浩生寮	松江市上乃木五丁目18番10号	平成18年4月1日
益田市立介護老人保健施設くにさき苑	益田市遠田町1956番地8	平成18年4月1日
軽費老人ホームピラおおだ	大田市大田町大田口401番地3	平成18年4月1日
養護老人ホーム大田市福寿園	大田市川合町川合2477番地	平成18年4月1日